大阪市長

法 人 名 法人所在地 代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金交付申請書

標題について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 申請額 <u>金</u> 円
- 2 施設名称及び所在地
- 3 施設種別
- 4 整備を必要とする理由 (別紙【様式2】のとおり)
- 5 補助金を必要とする理由 (別紙【様式2】のとおり)
- 6 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) 工事契約書又は工事見積書
- (3) 設計管理契約書又は設計管理見積書
- (4) 設備整備等見積書
- (5) 建物面積表及び建物設計書
- (6) 当該事業に関し、他に助成を受ける予定の場合は、その助成・内容がわかる書類
- (7) 当該事業に関係する予算書
- (8) 当該年度及び前年度の法人予算書
- (9) 前年度の法人収支計算書等
- (10) 2か年以上の継続事業の場合は、当該事業に関係する収支計算書
- (11) 財産目録
- (12) 定款(又は寄附行為)

〔様式第2号〕

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金交付申請書 (別紙)

(法 人 名)(施設・事業所名)

1 整備を必要とする理由

2 補助金を必要とする理由

大阪市指令福祉第 号 年 月 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

(担当:福祉局○○○部○○○○担当)

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金については、次のとおり交付することを決定したので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付額

- 2 補助金交付の条件
- (1) この補助金は、補助対象事業(以下「補助事業」と言う)である(法人名)が行う (補助事業名)として交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのない ように使用すること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合、若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び 器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令 第255号)第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間の考え方を 準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図ること。
- (7) 市長が、補助金にかかる執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、 事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必 要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市民間 社会福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 大阪市補助金等交付規則第11条の規定により、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること
- (2) 本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

 大福祉第
 号

 年
 月
 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

所 在 地法 人 名代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付規則第8条の規定及び大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第6条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日
- 年 月 日

2 取下げの理由

所 在 地法 人 名代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた 補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市民間社会福祉施設等整 備費補助要綱第8条の規定により、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

所 在 地法 人 名代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第8条の規定により、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間)

 大阪市指令福祉第
 号

 年
 月

 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金について、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第9条の規定により、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

所 在 地法 人 名代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業繰越承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりやむを得ず補助事業の一部を繰越したいので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第10条第1項の規定により、大阪市長の承認を申請します。

- 1 交付決定額
- 2 出 来 高
- 3 今年度見込額
- 4 翌年度繰越額
- 5 繰越理由

大阪市指令福祉第 号 年 月 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業繰越承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金 補助事業繰越承認申請ついては、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第10条第2項 の規定により、次のとおり繰越することを承認しましたので通知します。

- 1 繰越承認内容
- 2 繰越承認条件

大阪市指令福祉第 号 年 月 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業繰越不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金補助事業繰越承認申請については、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第10条第3項の規定により、承認しないこととしましたので通知します。

記

1 承認しない理由

所 在 地 法 人 名 代表者氏名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金実績報告書

年 月 日付大阪市指令福祉第 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業の実績について大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)第14条及び大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 2 施設の名称及び所在地
- 3 施設種別
- 4 添付書類
- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 設計管理契約書の写し
- (5) 当該事業に関し、他に助成を受ける予定の場合は、その助成・内容がわかる書類
- (6) 建物面積表及び建物設計書
- (7) 建物内外主要部分の写真
- (8) 支払い関係書類等写し及び領収書写し
- (9) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の写し(ただし、建築 確認申請の対象とならない場合又は2カ年以上にわたる整備事業のため検査済証が未交 付の場合を除く。)
- (10) 工事工程表ならびに工事完成写真(ただし、2カ年以上の継続事業のため工事完成していない場合、年度末時点における工事施工箇所の現況写真とする。)

 大福祉第
 号

 年
 月
 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金額確定・出来高確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市民間 社会福祉施設等整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、大阪市 民間社会福祉施設等整備費補助要綱第15条の規定により通知します。

記

1 確定金額 金 円

大阪市長

所 在 地 法 人 名 法人代表者名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第16条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

- 1精算内容受領額金円支出額金円差引剰余(又は付則)額金円
- 2 添付書類
- (1) 収支決算

大阪市長

所 在 地 法 人 名 法人代表者名

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金支払報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第17条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告をします。

 大福祉第
 号

 年
 月

 日

法人名 代表者名 様

大阪市長

大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市民間社会福祉施設等整備費補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第18条の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

大阪市長

所 在 地法 人 名法人代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました 補助事業について、大阪市民間社会福祉施設等整備費補助要綱第20条の規定により、次のとお り報告します。

記

1	補助	金交	计缩
1	THILLI	77 X	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

金	F
∀1	

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 (要補助金返還額)

金

- 3 添付書類
 - (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
 - (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
 - (3) その他市長が必要とするもの。